

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第 21 回)

日時：令和元年 12 月 20 日（金）10:30～12:00

場所：西之丸会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について ……資料 1
- 4 令和 2 年度修復整備工事について ……資料 2
- 5 その他 ……資料 3
- 6 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会（第21回）出席者名簿

日時：令和元年12月20日（金）10:30～12:00

場所：西之丸会議室

（敬称略）

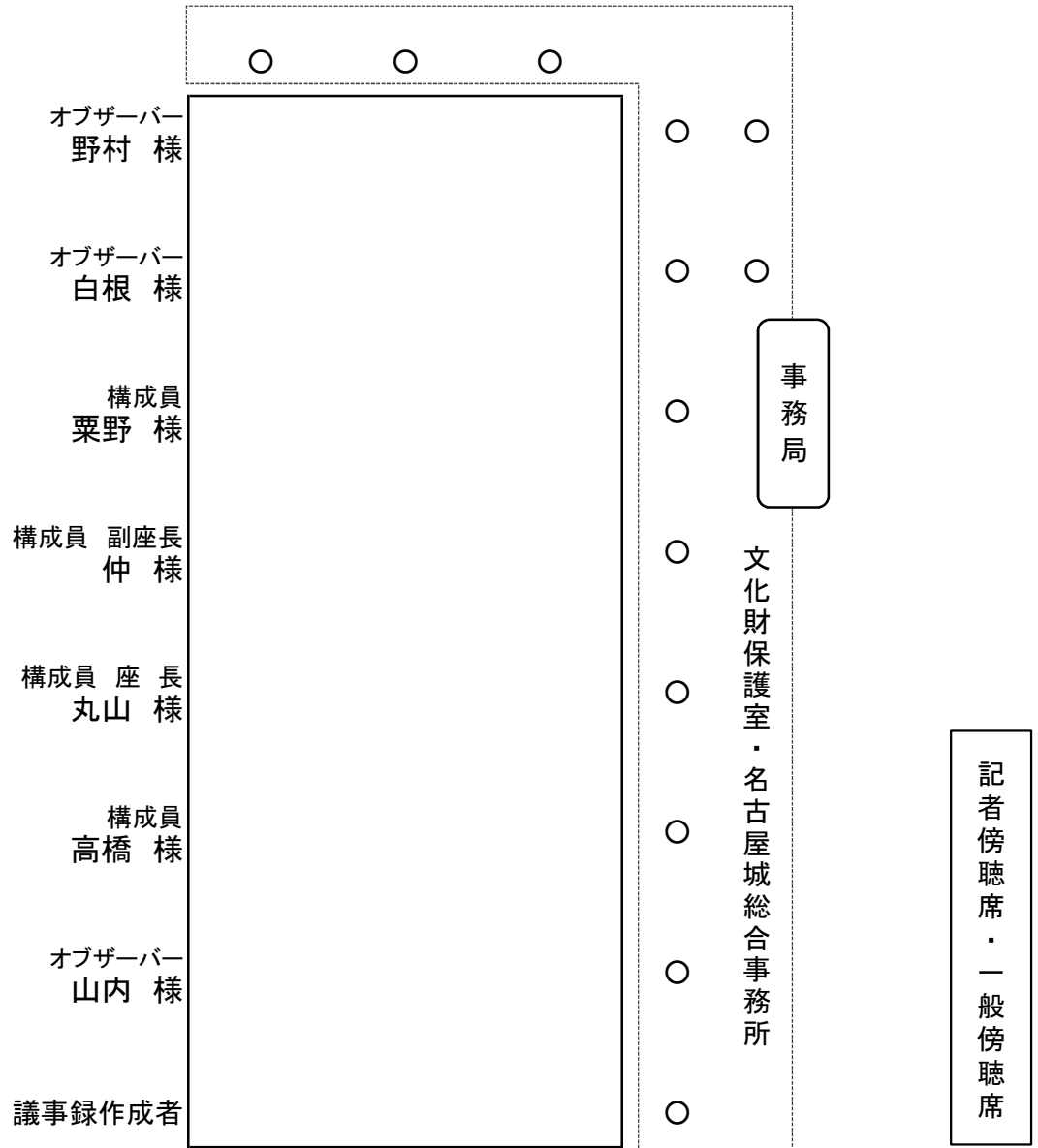
■構成員

氏名	所属	備考
丸山 宏	名城大学教授	座長
仲 隆裕	京都造形芸術大学教授	副座長
栗野 隆	東京農業大学准教授	構成員
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	構成員

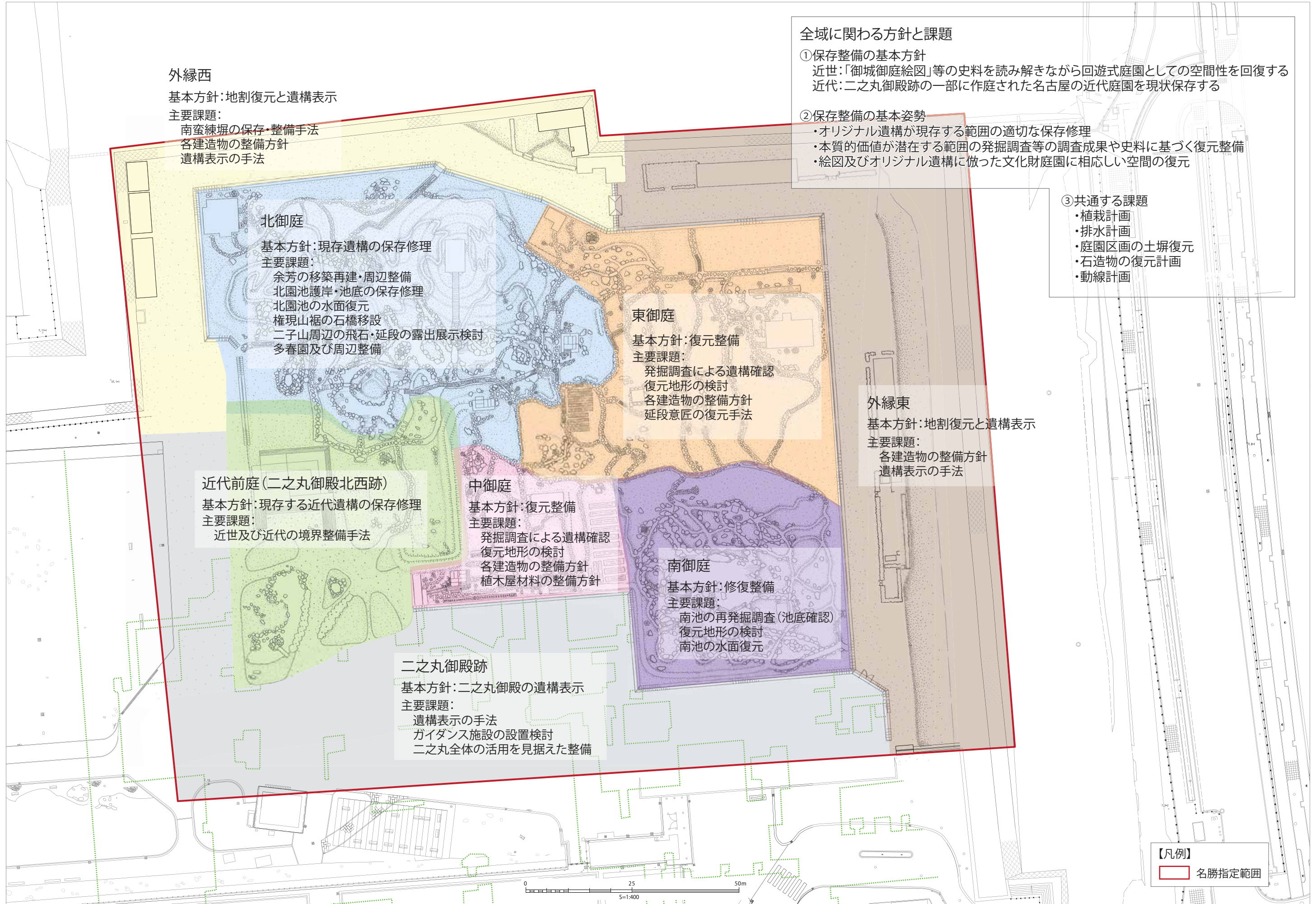
■オブザーバー

氏名	所属
白根 孝胤	中京大学教授
山内 良祐	愛知県教育委員会生涯学習課 文化財保護室主事
野村 勘治	有限会社野村庭園研究所

座席表

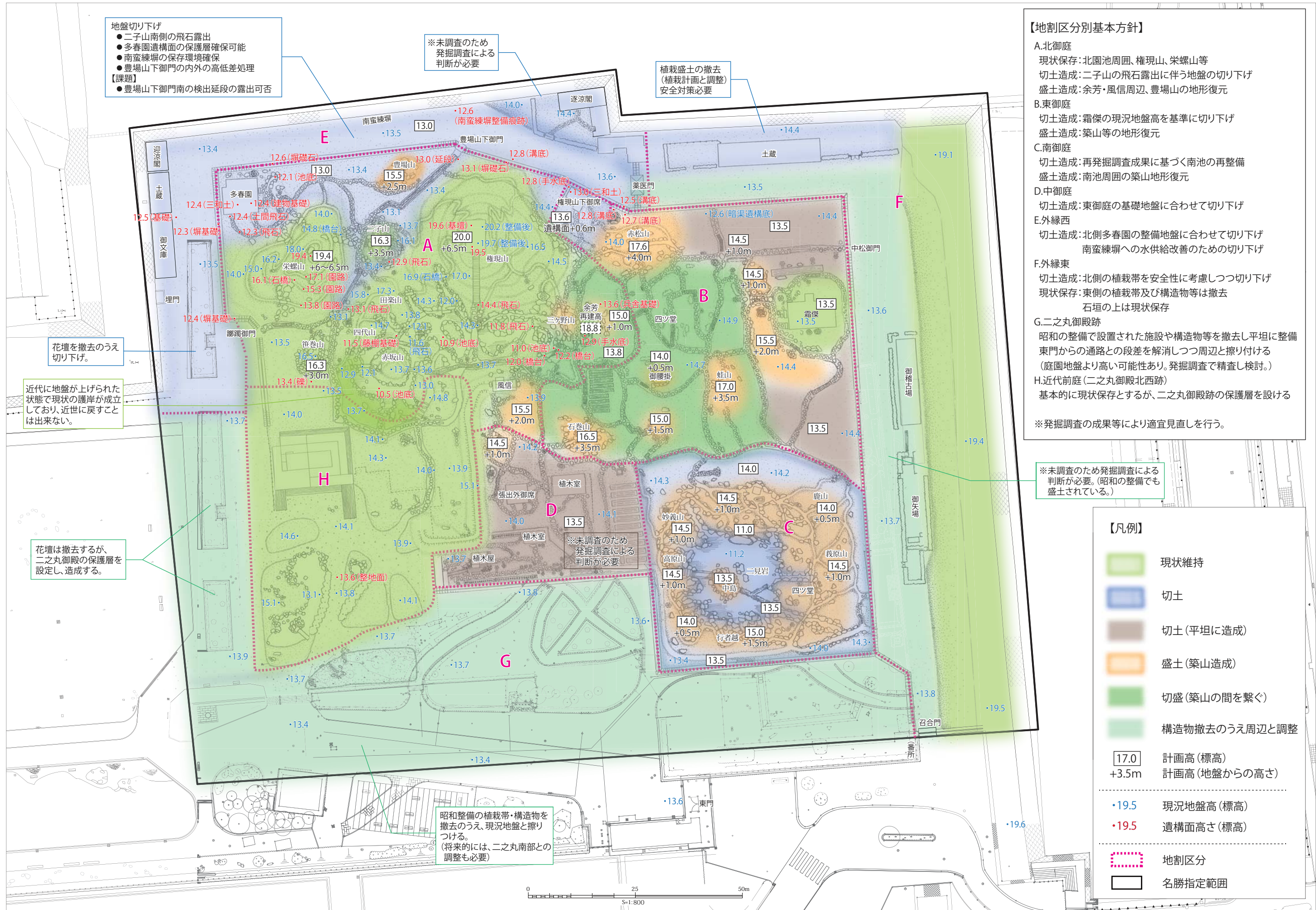


名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(地割区分別基本方針及び主要課題)



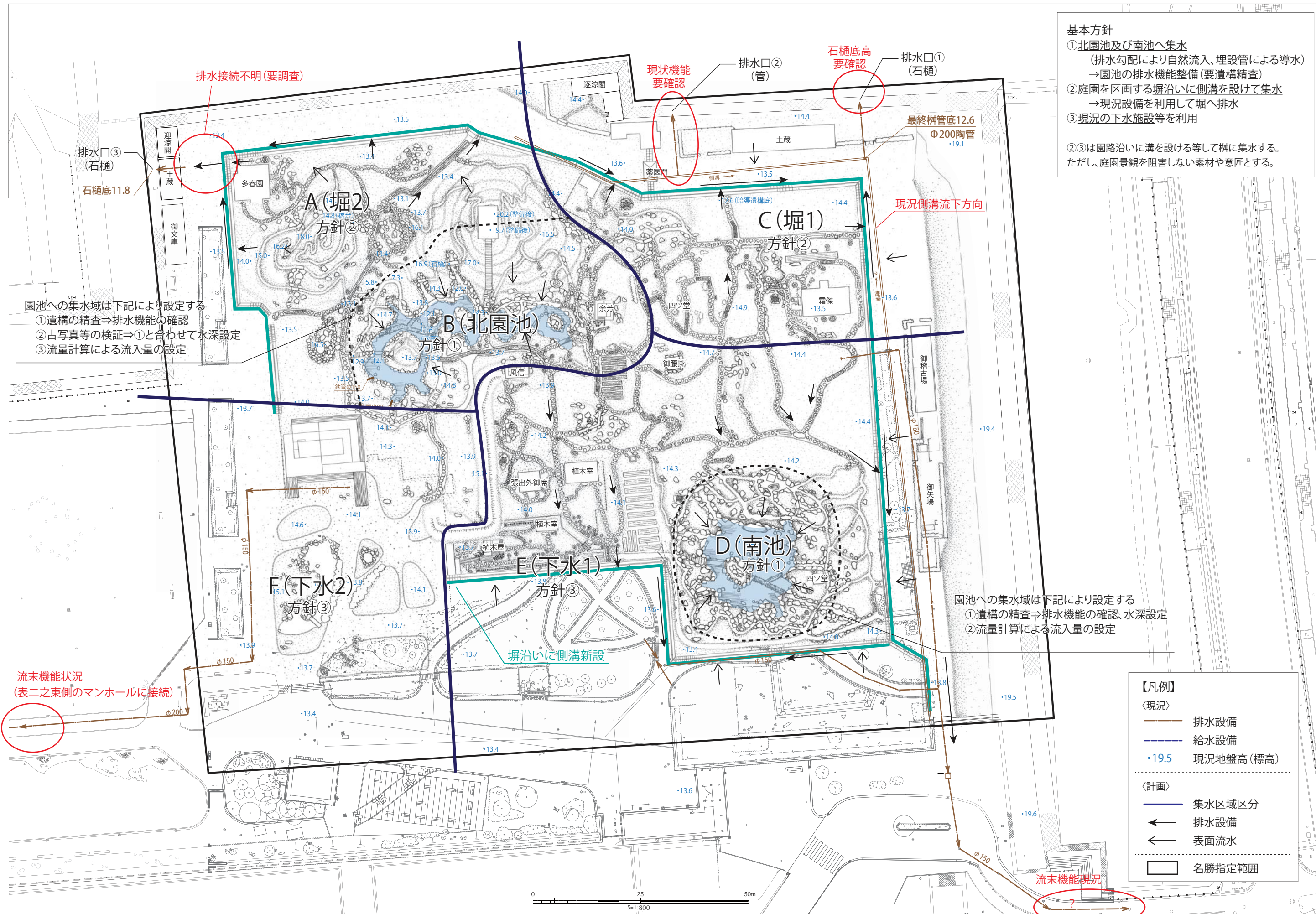
※下図は現況図と「名古屋城二之丸庭園保存修復・整備計画イメージ平面図」(平成25年度作成)の合成である。今後、整備計画(令和2年度策定予定)の内容を受け修正の必要がある。

名勝名古屋城二之丸庭園 整備計画(地形造成検討図)



※下図は現況図と「名古屋城二之丸庭園保存修復・整備計画イメージ平面図」(平成25年度作成)の合成である。今後、整備計画(令和2年度策定予定)の内容を受け修正の必要がある。

名勝名古屋城二之丸庭園 整備計画(排水計画検討図)



※下図は現況図と「名古屋城二之丸庭園保存修復・整備計画イメージ平面図」(平成25年度作成)の合成である。今後、整備計画(令和2年度策定予定)の内容を受け修正の必要がある。

名勝名古屋城二之丸庭園 整備計画 (給水・電気設備計画検討図)



- 【課題】**
- 〈北園池・南池〉
- ①水源の確保
(基本は雨水集水、補給源の整備)
 - ②池底及び護岸の修理方針検討
 - ③給排水の位置
 - ④水深設定
 - ⑤水量設定
 - ⑥維持管理方法
(管理手間と費用対効果を考慮し機械は導入しない方向で検討)
- 〈余芳(風信)防災設備〉
- ①水源(給水管の敷設)
 - ②電気設備の整備
- ※今後、復元施設を整備する際は、状況に応じて防災設備を増設する必要がある。
- 〈管理用水源〉
- ①植栽灌水用水源
 - ②建造物及び手水等の維持管理用水源
- ※管径は防災設備の増設等、将来的な利用を見越して設定

- 【凡例】**
- 〈現況配管・配線ルート〉
- 排水管
 - 給水管
 - 電気配線
- 〈計画〉
- 給水管敷設
 - 電気配線
 - 散水栓
 - 防災設備
- 名勝指定範囲

※電気配線は手書き図面「電気設備平面図」からの転記であり精査が必要

※下図は現況図と「名古屋城二之丸庭園保存修復・整備計画イメージ平面図」(平成25年度作成)の合成である。今後、整備計画(令和2年度策定予定)の内容を受け修正の必要がある。

名勝名古屋城二之丸庭園 整備計画 (移設・撤去計画検討図)



【移設・撤去の基本方針】

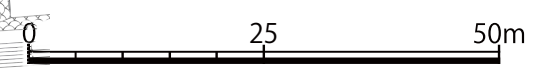
- ・**便益施設**
城内の全体計画に位置づけて撤去もしくは移設の検討を行う。
- ・**植栽帯**
樹木及び花壇の植栽については、出来る限り移植する方向で検討を行う。
- ・**縁石**
近世の転用材も含まれるため、近現代に追加された石材と区別してそれぞれに再利用を図るものとする。
- ・**ロープ柵**
園路沿いに設置しているロープ柵については、園池や築山等への侵入を抑止するため必要であるが、二之丸庭に相応しい意匠の検討が必要である。
- ・**電気設備等**
庭園景観に相応しい意匠と配置について検討を行う。

【保存検討】

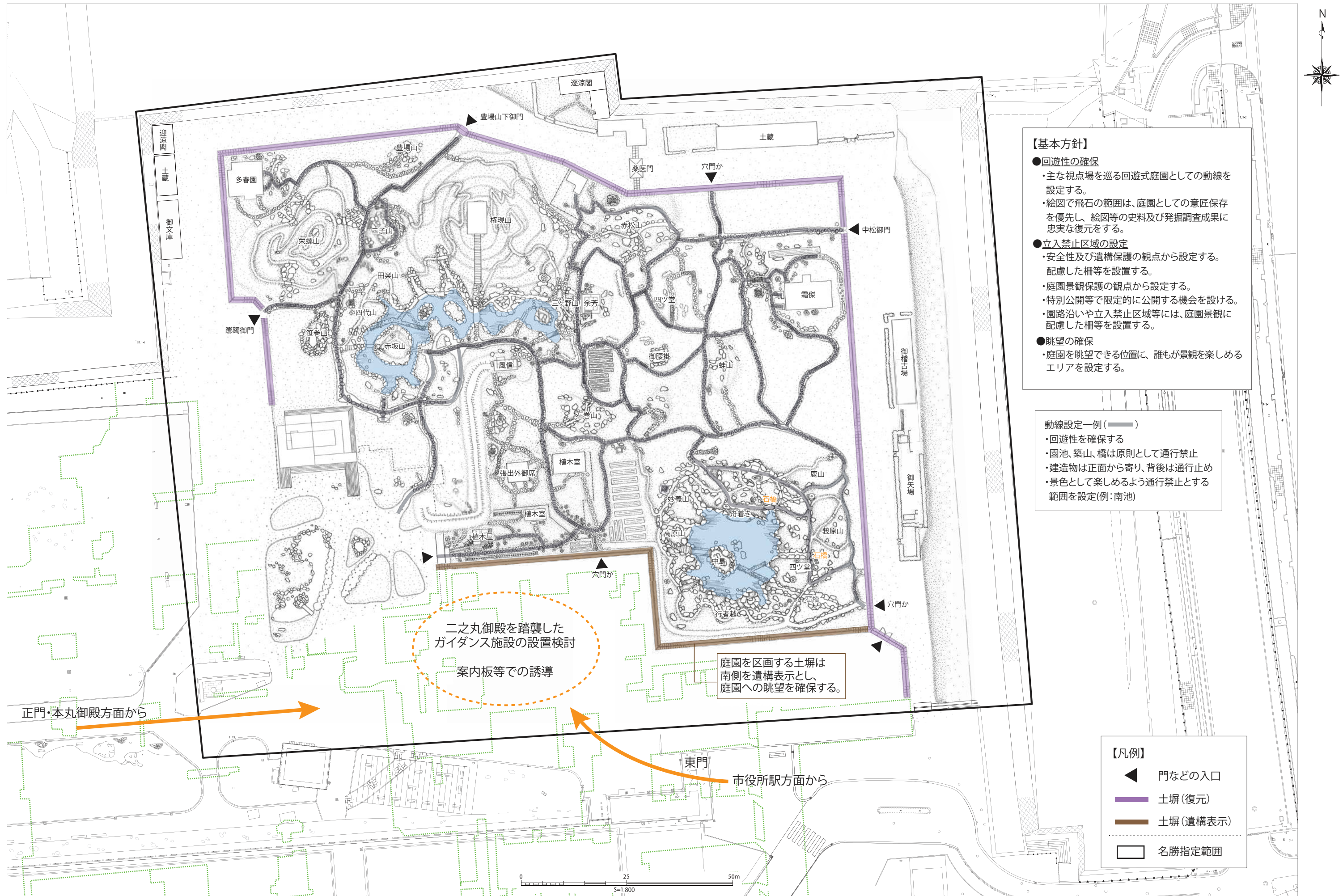
- ・**擬木構造物**
庭園の周囲に巡らされた擬木柵やスピーカーの柱に施された擬木の保護材には、劣化が進行している範囲が認められる。近代遺構としての価値を評価しつつ取扱いを検討する必要がある。

- 【凡例】**
- 《移設・撤去を検討する施設》
- 建造物・構造物
 - 植栽帯
 - 縁石
 - ロープ柵
 - 照明灯
 - スピーカー
- 《保存検討》
- 擬木柵 a
 - 擬木柵 b
- 《現況埋設管》
- ガス管
 - 電気配線*
- 二之丸御殿外郭
- 名勝指定範囲

*「電気設備平面図」から転記(要精査)



名勝名古屋城二之丸庭園 整備計画(動線計画図)



- 【基本方針】**
- 回遊性の確保**
 - ・主な視点場を巡る回遊式庭園としての動線を設定する。
 - ・絵図で飛石の範囲は、庭園としての意匠保存を優先し、絵図等の史料及び発掘調査成果に忠実な復元をする。
 - 立入禁止区域の設定**
 - ・安全性及び遺構保護の観点から設定する。配慮した柵等を設置する。
 - ・庭園景観保護の観点から設定する。
 - ・特別公開等で限定的に公開する機会を設ける。
 - ・園路沿いや立入禁止区域等には、庭園景観に配慮した柵等を設置する。
 - 眺望の確保**
 - ・庭園を眺望できる位置に、誰もが景観を楽しめるエリアを設定する。

- 動線設定一例(——)**
- ・回遊性を確保する
 - ・園池、築山、橋は原則として通行禁止
 - ・建造物は正面から寄り、背後は通行止め
 - ・景色として楽しめるよう通行禁止とする範囲を設定(例:南池)

- 【凡例】**
- ◀ 門などの入口
 - 土堀(復元)
 - - 土堀(遺構表示)
 - 名勝指定範囲

正門・本丸御殿方面から

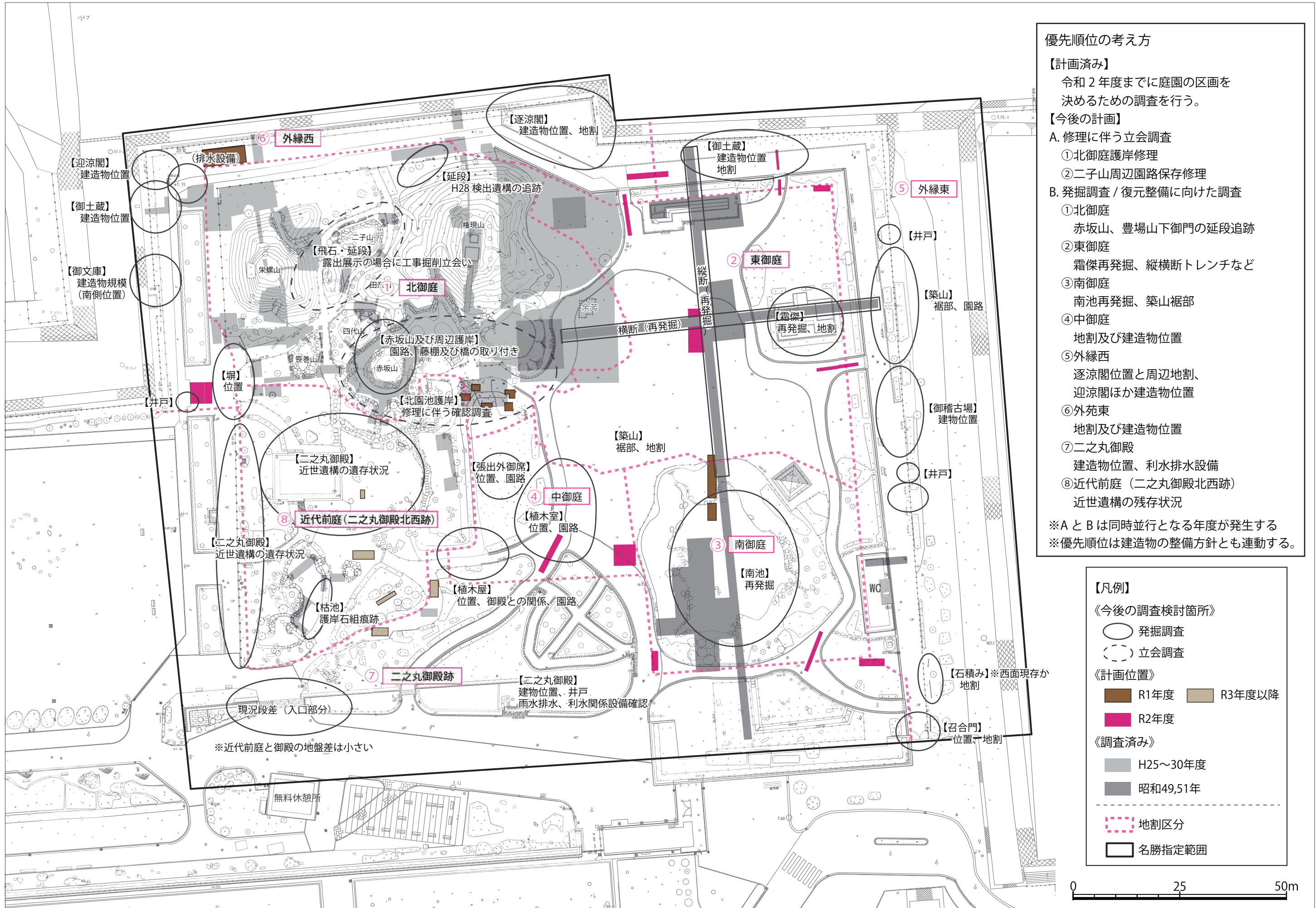
市役所駅方面から

二之丸御殿を踏襲した
ガイダンス施設の設置検討
案内板等での誘導

庭園を区画する土堀は
南側を遺構表示とし、
庭園への眺望を確保する。

※下図は現況図と「名古屋城二之丸庭園保存修復・整備計画イメージ平面図」(平成25年度作成)の合成である。今後、整備計画(令和2年度策定予定)の内容を受け修正の必要がある。

名勝名古屋城二之丸庭園 整備計画(発掘調査計画検討図)



優先順位の考え方

【計画済み】

令和2年度までに庭園の区画を決めるための調査を行う。

【今後の計画】

A. 修理に伴う立会調査

- ①北御庭護岸修理
- ②二子山周辺園路保存修理

B. 発掘調査/復元整備に向けた調査

- ①北御庭
赤坂山、豊場山下御門の延段追跡
- ②東御庭
霜傑再発掘、縦横断トレンチなど
- ③南御庭
南池再発掘、築山裾部
- ④中御庭
地割及び建造物位置
- ⑤外縁西
逐涼閣位置と周辺地割、迎涼閣ほか建造物位置
- ⑥外縁東
地割及び建造物位置
- ⑦二之丸御殿
建造物位置、利水排水設備
- ⑧近代前庭(二之丸御殿北西跡)
近世遺構の残存状況

※AとBは同時並行となる年度が発生する
※優先順位は建造物の整備方針とも連動する。

【凡例】

《今後の調査検討箇所》

- 発掘調査
- 立会調査

《計画位置》

- R1年度
- R3年度以降
- R2年度

《調査済み》

- H25~30年度
- 昭和49,51年

--- 地割区分

□ 名勝指定範囲



0 25 50m

名勝名古屋城二之丸庭園実施設計等業務 保存修理の概要:庭園修理について

園路修理方針

対象範囲の園路は『御城御庭絵図』から明治期、昭和期に変遷を重ね現状の配置となった。「近代前庭(二之丸御殿北西跡)」は、近代を指標として保存整備を行うため、原則として現状保存とするが、昭和期に設置された那智黒石は将来的に撤去する方針とし、飛石周りの修復方針は、整備計画に定める庭園全体の園路整備方針に基づき、段階的に検討を進めるものとする。

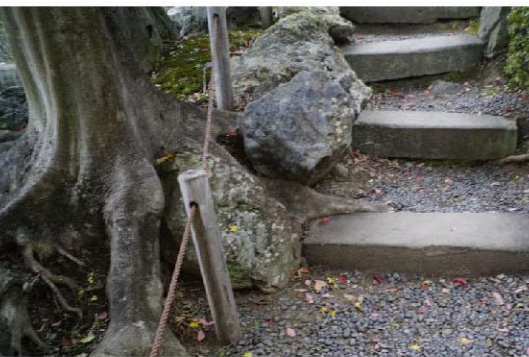
築山修理方針

御城御庭絵図では築山①に回遊できる園路が描かれているが、現状では園路は見られない。築山②については、絵図から改変が見られ大きくその姿を変えている。二之丸庭園の保存整備においては、絵図を基本とするが、築山の修理については、侵食した箇所への補修及び堆積した土の除去、景石の据え直しなど、現状修理を基本とする。

A. 園路修理(築山周辺)

園路修理①

築山の外周に設けられた園路には明治期の四阿に上がる切石の階段が敷設されている。園路は土のつき固め仕上げとし、景石根切れ部分の処置をする。また、傾倒している石段も据え直しを行う。その他、モチノキに樹木根により園路際の石が傾倒していることから、一部除根を行い据え直しを行う。



B. 園路修理(飛石)

園路修理②

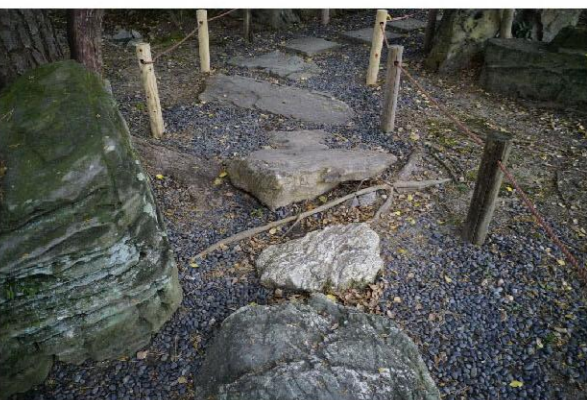
【飛石】

飛石の一石に松の根による不陸が見られ、歩行性に問題がある。その他の飛石については比較的安定した状態である。

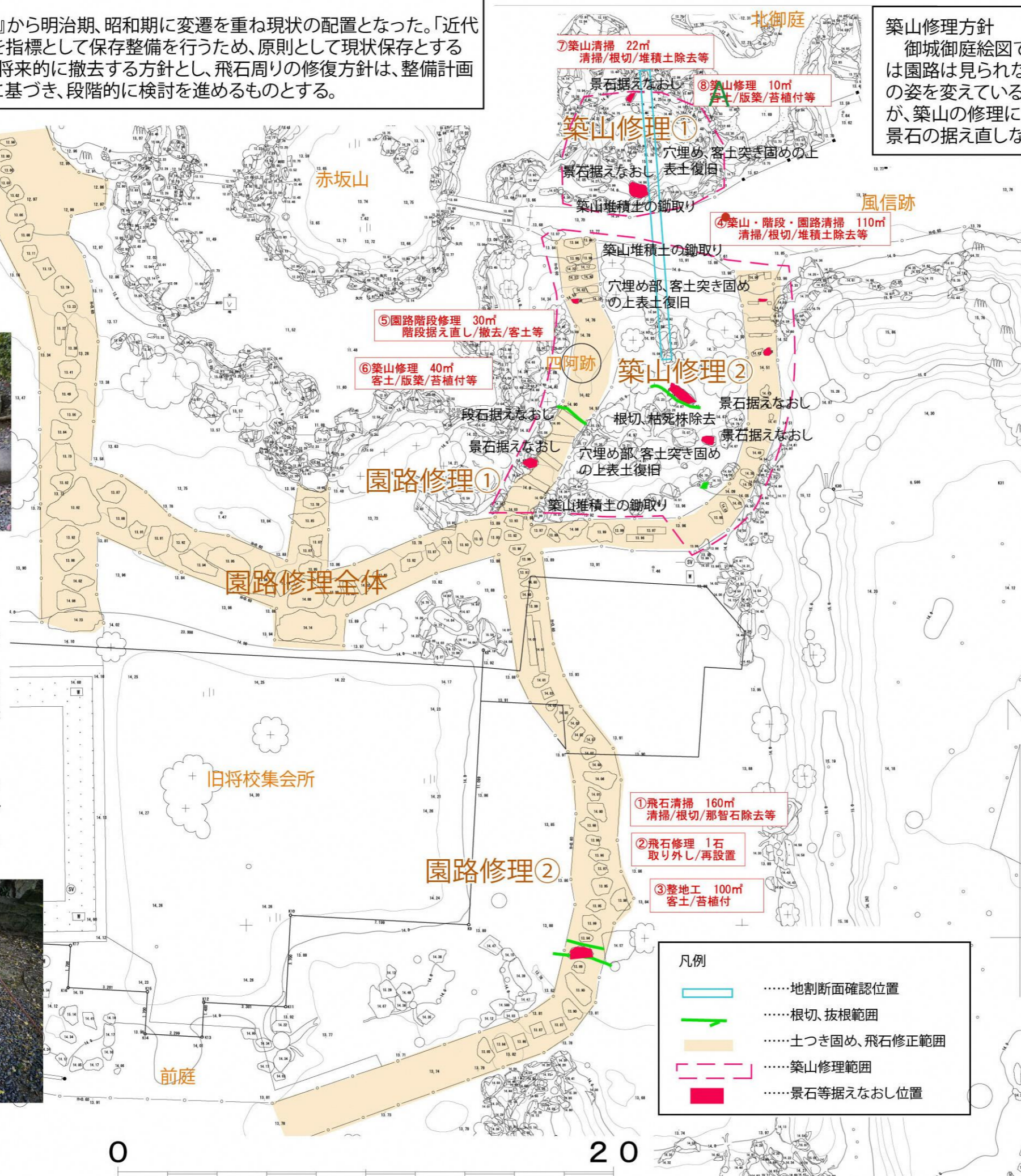
不陸は据え直しを行う。修理に際しては、遺構を保護する必要があることから発掘調査員の立会い確認を得てから施工することを前提とする。

【園路周囲】

現状では飛石周囲に那智黒石が敷かれているが、昭和初期までの図面には描かれておらず、昭和50年代に敷いたとの証言もある。したがって、将来的には那智黒石を取り除く方針であるが、飛石の周辺は整備計画で示される方針に基づき、詳細検討を行う。



松の根による飛石の不陸



C. 築山修理

築山修理①

北園池に面する築山で『御城御庭絵図』では築山に園路が設けられている。築山表面にはモミジの根が侵食し、景石が数石傾倒している状態である。

築山の裾が現状堆積土で不明瞭となっていることから、堆積土を除去し築山の裾を発掘調査員の立ち合い確認により検出し地割を明確にする。

なお、樹木根により景石が傾倒しているが復元根拠が無い場合は原位置で復元するが、痕跡が確認できた場合は据え直しを行う。また根切れ状態の景石などは詰石や穴埋めなどで安定化を図り、築山そのものは復元的盛土は行わない。



築山修理②

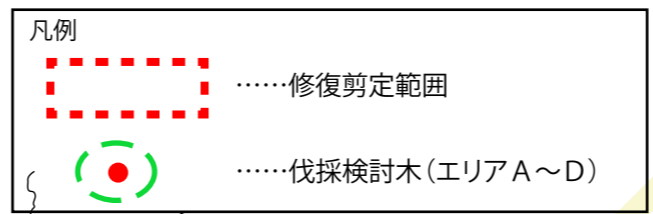
旧将校集会所から北御庭につながる園路際の築山で、明治期に設けられた園路により改変されたと考えられる。最上段の石段が浮いた状態となっていることから、築山頂部はかなりの侵食があったか、四阿撤去に伴い削平された可能性が考えられる。したがって、築山頂部は、穴埋めや土の突き固め、苔等の復旧が必要である。

修理においては、北側の園路には築山修理①と同様に築山の裾が堆積土で不明瞭となっている。したがって、堆積土を除去し、築山の裾を発掘調査員の立ち合い確認により検出し地割を明確にする必要がある。また、侵食した築山表土については表層の苔をはぎ取り、根切を行い、絵図を参照に多少修理する必要がある。また、築山の景石が樹木根の侵食や根上りにより傾倒している場合、据え付け痕跡があれば、据え直しを行う他、枯死した根株を除去する。



名勝名古屋城二之丸庭園実施設計等業務 修復剪定及び樹木の伐採について

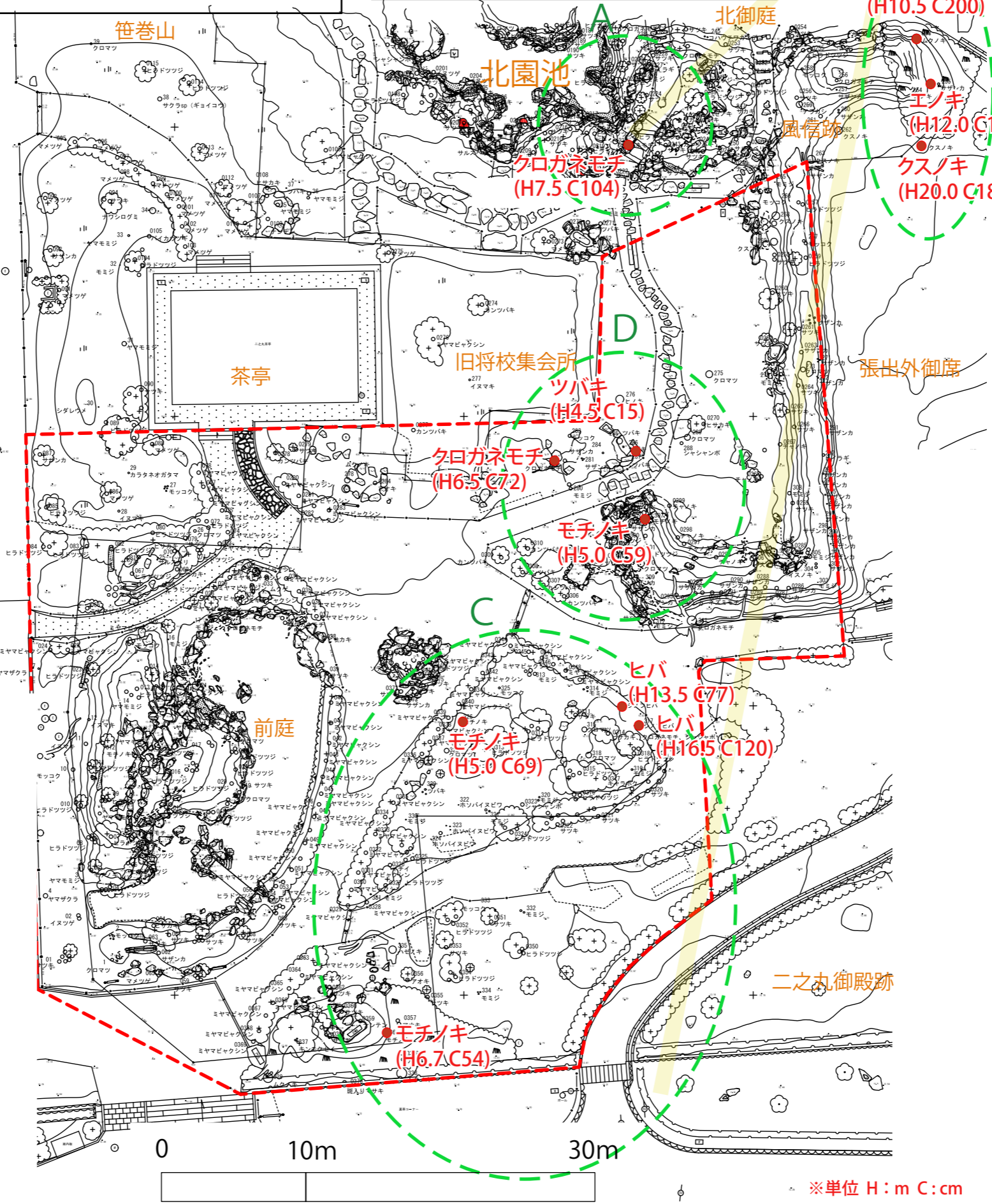
植栽修理方針
 来年度の施工対象範囲の樹木は、全体的に枝葉が密集している状態であるため、全域を対象に修復剪定を実施する計画である。このうち被圧しあっている樹木や園路に支障をきたしている樹木については重点的に剪定を行う。また、除伐については、構造物に影響している樹木の他、眺望を妨げている樹木及び園路際の支障木を対象に検討している。



Aエリア
 園路際の景石を傾倒させる要因となっている樹木で、権現山方面への眺望を大きく妨げている。
 ■検討木:クロガネモチ



Cエリア
 南側からの眺望において直幹が目立つほか、庭園への眺望を阻害している樹木について、剪定・除伐の検討が必要である。また、前庭のモチノキについては圧迫感を与えているため除伐検討を行う。
 ■検討木:モチノキ、シノブヒバ



Bエリア
 北園池東南部に位置する風信跡に、恐らく実生で成長した樹木が高木化し、眺望を妨げている。また、今後の風信跡の調査及び保存整備においても支障となるため除伐の検討対象とする。
 ■検討木:ムクノキ、エノキ、クスノキ



北東側 余芳付近からの眺望

Dエリア
 旧将校集会所から北御庭につながる園路沿いの樹木のうち、空間性を圧迫したり、通行に支障をきたしているものについて、除伐の検討対象とする。
 ■検討木:ツバキ、クロガネモチ、モチノキ



名勝名古屋城二之丸庭園 発掘調査年度区分図



- | | | | | |
|-------------|-------------|---------------|---------------|--------|
| 平成25年度(第1次) | 平成26年度(第2次) | 平成27年度(第3次) | 平成28年度(第4次) | 昭和49年度 |
| 平成29年度(第5次) | 平成30年度(第6次) | 令和元年度(第7次)/予定 | 令和2年度(第8次)/予定 | 昭和51年度 |

※昭和49年度及び51年度の調査位置は簡易図面からの転記であり、実際の調査範囲とずれが生じている可能性がある。
 ※昭和52年度に撮影された空中写真によると南池の全面発掘調査が行われており、周辺に水路等も確認されているが位置等詳細は不明である。

名勝名古屋城二之丸庭園 「余芳」仮設検討資料

(作業車両)
作業小屋の設置撤去 10t車
余芳部材調査等・移築再建 4t車

工事車両ルート

作業小屋
10m×20m×H6m程度
R2~R4年度

素屋根
10m×10m程度
R4~R5年度

工事ヤード
φ20m程度

二之丸茶亭

霜俣跡

二之丸東庭園

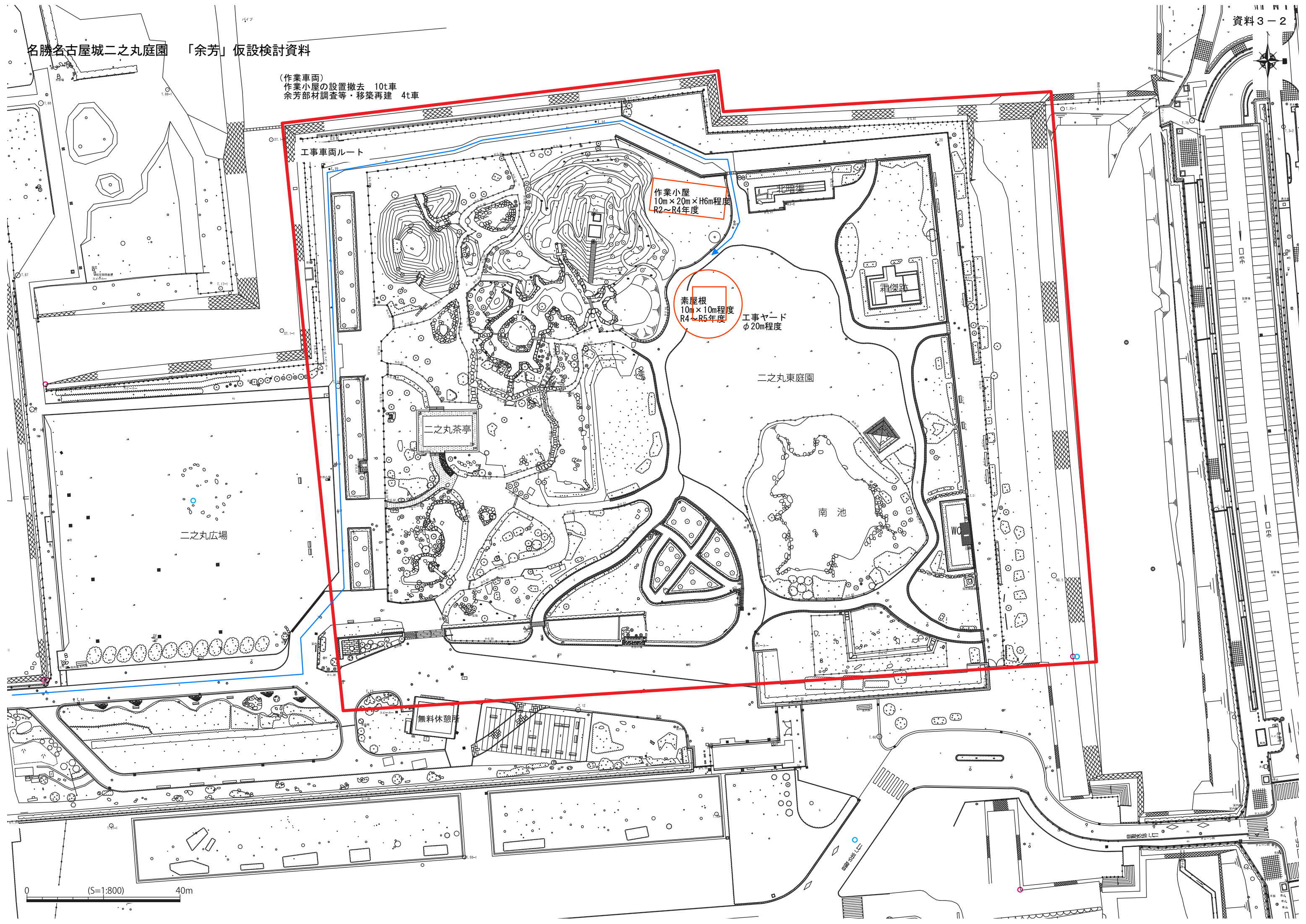
南池

二之丸広場

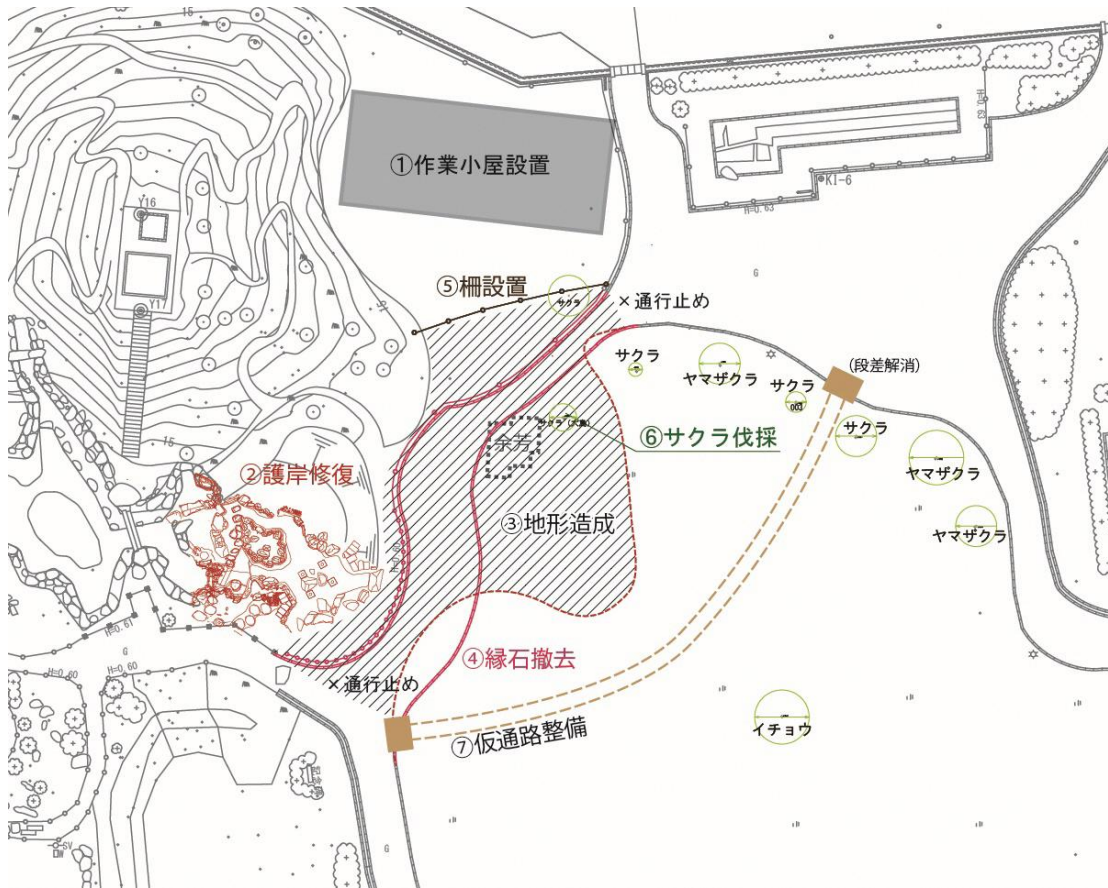
無料休憩所

WC

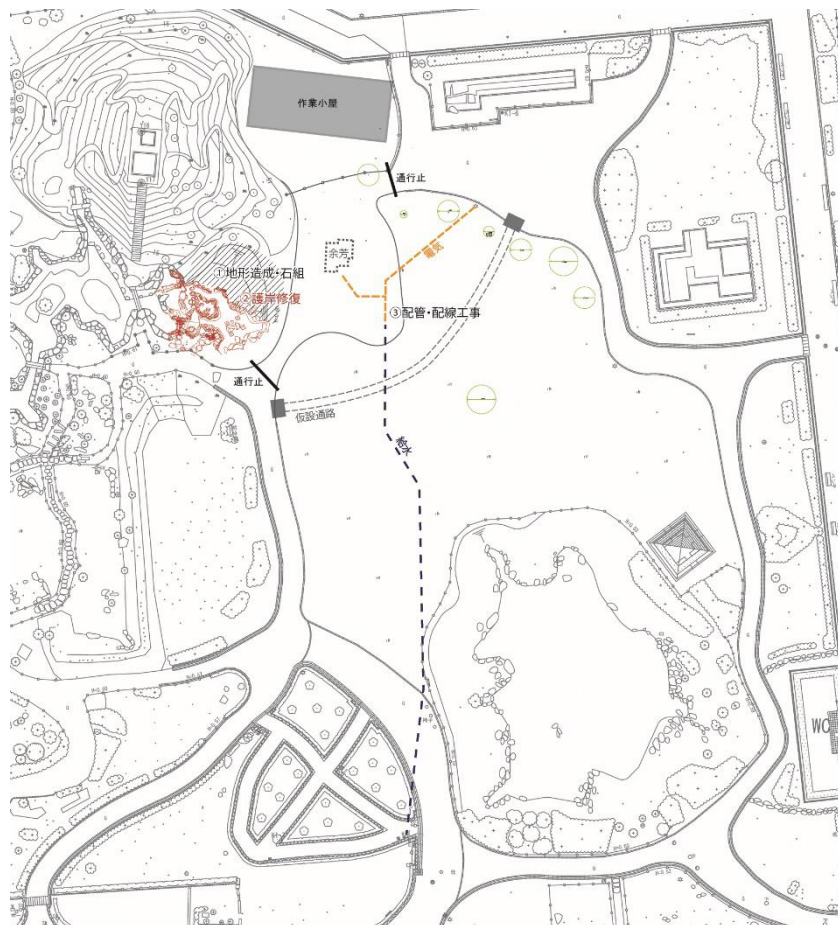
0 (S=1:800) 40m



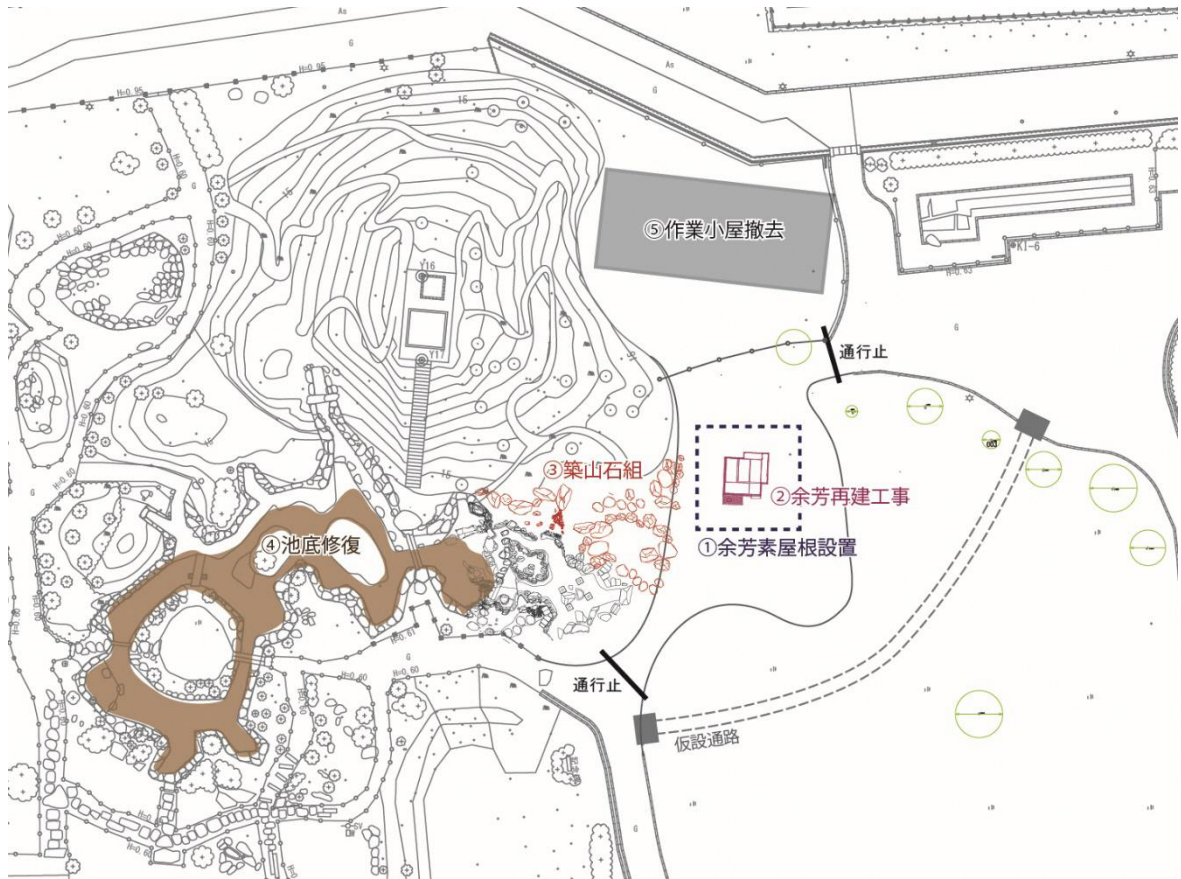
令和 2 年度



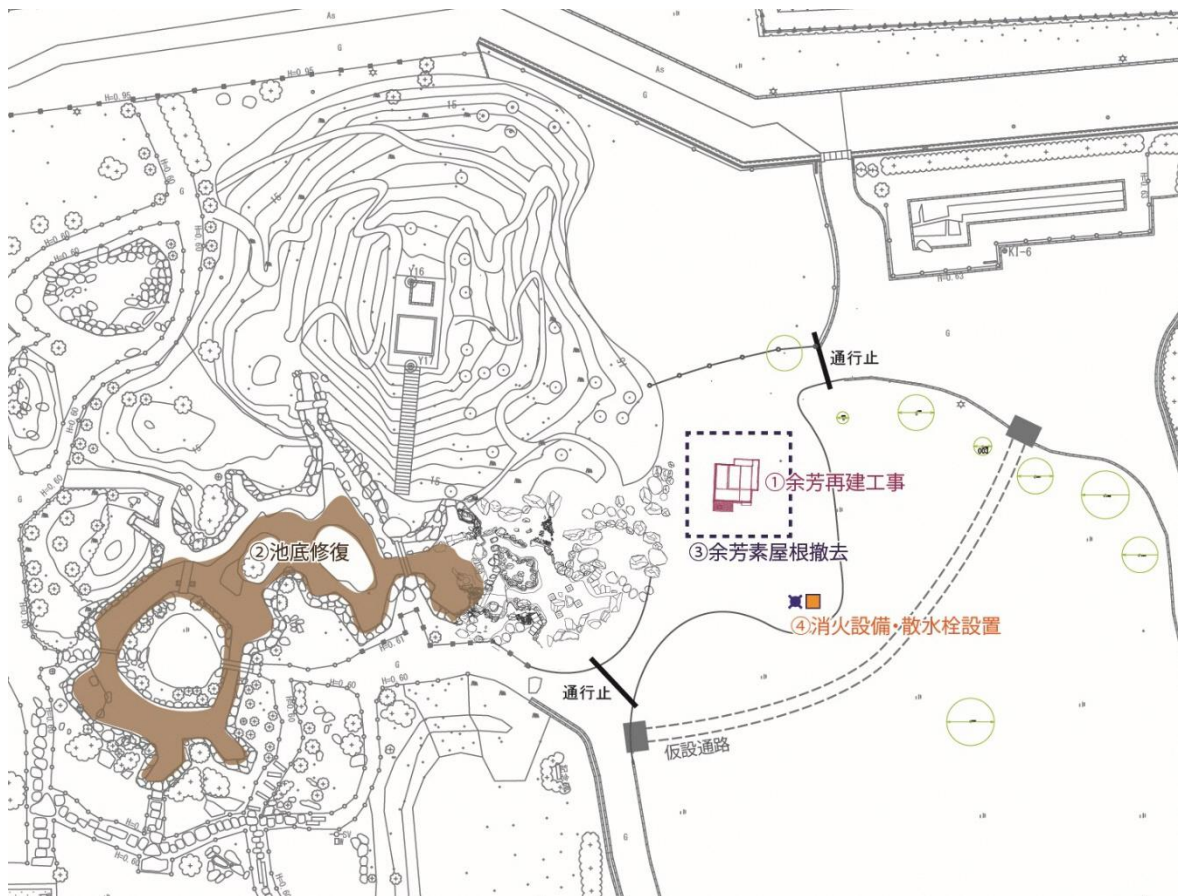
令和 3 年度



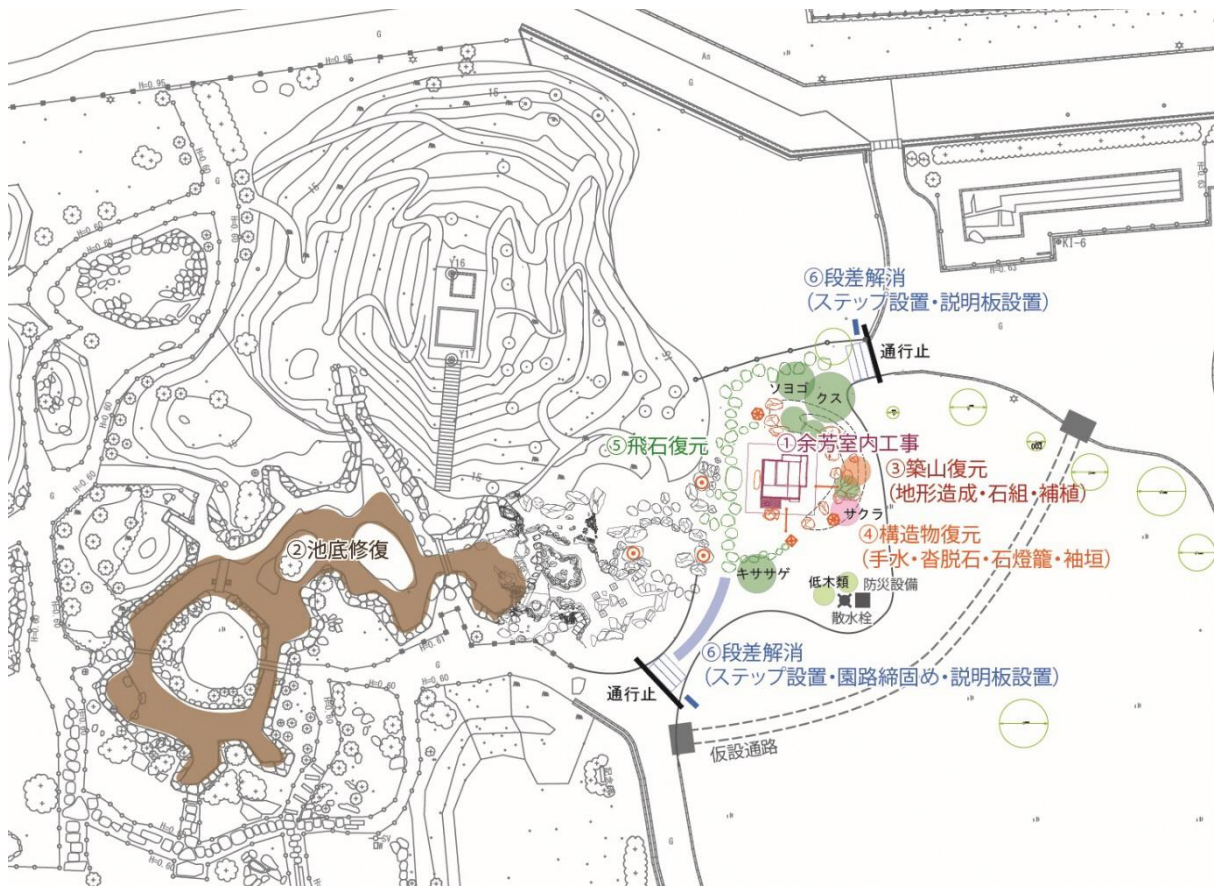
令和 4 年度



令和 5 年度 (前半)



令和 5 年度 (後半)



余芳及び周辺整備完成イメージ

